

レッドゾーン内における建築について

高知県は、生命や財産をがけ崩れや土石流などから守るために土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を順次行っています。
指定された地域では、土砂災害防止法（※）にもとづき規制等が行われます。
建築等に着手する前に、その土地がレッドゾーンで無いかご確認をお願いします。

（重要）レッドゾーン内での建築に関しては、以下のことが適用されます

- ・建築物の構造規制…居室を有する住宅や事務所の新築・増築・建替等を行う際は、想定される土砂の衝撃に耐えるコンクリート造の擁壁の設置すること。
- ・都市計画区域外での4号建築物（木造2階建てなど）の新築・増築等であっても、建築確認申請が必要。

- ・レッドゾーン指定範囲内に宅地を所有されている方に対しては県より通知があります。
- ・ホームページ内のリンク先（高知県土木部防災砂防課）で指定範囲を確認できます。

※土砂災害防止法…正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律。「土砂災害特別警戒区域内」（レッドゾーン）では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

問い合わせ先：須崎市役所 住宅・建築課 建築営繕係 42-5692

- ・高知県土木部防災砂防課（その土地がレッドゾーン内か否かについて）088-823-9847
- ・高知県土木部建築指導課（建物の構造について）088-823-9864

